

建設

1	都	市	計	画	207
2	建	築	指	導	215
3	公	園	緑	地	217
4	都	市	開	発	219
5	河			川	221
6	下		水	道	222
7	市	営	住	宅	227
8	住	宅	協	会	231
9	道			路	232
10	橋			梁	235

1 都 市 計 画

都市計画区域

大正8年4月、都市計画法が公布され、翌9年1月より施行された同法附則に基づき、本市においては、大正12年7月当時の市域3,071haの全域を都市計画区域と決定。その後、大正14年に出水村、昭和6年に白坪村と隣接町村が市域に編入されるに従って都市計画区域も逐次拡張し、昭和33年中島村の編入及び小島下町、沖新地先の埋立造成事業の竣工後、旧市域14,524haが都市計画区域として決定された。

しかるに、昭和44年6月新都市計画法が施行されたことにより、46年5月18日従来の都市計画区域をあらため、隣接町を包含する熊本都市計画区域が設定された。

この間、本市は、託麻村を編入(45年11月)し、市域は17,172haとなり、熊本都市計画区域の範囲は、熊本市(含旧託麻村)、西合志町、合志町、菊陽町、益城町、嘉島町、飽田町、天明町、富合町の行政区域の全域及び北部町の行政区域の一部で、昭和56年4月の市街化区域、市街化調整区域の見直しと昭和58年4月の流通業務団地の建設により都市計画区域面積は42,478ha、うち市街化区域11,457ha市街化調整区域31,021haで、熊本市はこの区域全域の40.4%(17,172ha)、市街化区域の80.0%(9,167ha)を占め熊本都市計画区域の中核をなしている。

戦前の都市計画

本市においては、大正12年7月より都市計画法を適用し、計画の体系が次のように定められた。

昭和3年 都市計画道路の決定

放射・環状式30路線 延長64,000m

昭和4年 用途地域決定 2,800.5 ha

うち住居地域 1,730.2 ha

商業地域 395.7 ha

工業地域 566.2 ha

未指定 108.4 ha

昭和5年 風致地区の決定 1,070.59ha

本妙寺、立田山、水前寺、八景水谷、江津湖、花岡山、万日山の7カ所

さらに昭和6年、組合による区画整理が施行され、今日の区画整理事業の基をなしている。

街路事業の施行は、産業・交通及び軍事的要求にそった道路から着手されたが、現在のような都市計画法に基づく道路づくりとはほど遠いものであった。しかし、当時施行された熊本駅・迎町国道交差点を結ぶ産業道路、さらにそれを延長した子飼橋方面に通ずる道路及び水前寺体育館・健軍市電終点間の都市計画道路は、現在の本市道路の根幹をなすものである。

戦後の都市計画

戦後、本市は戦災復興計画基本方針に基づき恒久的復興計画を策定した。

都市機能の向上、衛生の面、都市美の増進等、近代都市としての形態を整えながら急速な復興が行われることを企画し、また、これらの観点から戦前決定された都市計画について、根本的に検討を加え、適正を欠くものについてはこれを改めることとした。

この結果、昭和21年用途地域、街路計画を廃止し、新たな計画による決定が行われ、同時に戦災地とその隣接地域における土地区画整理事業として戦災復興土地区画整理が決定され、その後防火・準防火地域、下水道、排水施設、ごみ焼却場、卸売市場等の衛生・清掃施設が決定された。経済の向上、交通網の発達に伴い、市民の持家がさかんになるにつれ、郊外へとスプロール現象があらわれ、これに対処するため都市計画による区画整理が施行されており、さらに新しい都市計画法により、昭和46年には、無秩序なスプロール化を防止するため、市街化区域、市街化調整区域の決定がなされた。

その後、市街地形成の状況及び住宅地需給の実態をふまえ昭和56年4月2日で市街化区域及び市街化調整区域の第1回目の見直しがおこなわれるとともに、昭和58年4月30日には流通業務団地予定地(約53ha)

が市街化区域に編入され市街化区域面積約9,167 ha及び市街化調整区域約8,005 haとなり約233 haの市街化区域面積が増加した。また市街化区域内の一団の農地については、土地区画整理事業等を積極的に奨め住民の意志による良好な市街地形成を図ることが考えられている。

市街化区域については、用途地域が設定され、開発許可制度により良好な宅地供給のためとくに中規模以上の土地の開発についての指導を強化している。

(1) 用途地域

ア 熊本都市計画用途地域図（次頁記載）

イ 用途地域の規模

(昭60.4.1現在)

区 分	都 市 圏			市 域			市域 都市圏	容 積 率	建べ い率	後退 距離
	面 積	構成 比	全都市圏 面積対比	面 積	構成 比	全 市 域 面積対比				
第1種住居専用地域	1,352 ^{ha}	11.8%	3.2%	947 ^{ha}	10.3%	55%	70.0%	60% 80	30% 40	1.0 m
第2種 "	5,809	50.7	13.7	4,558	49.7	26.5	78.5	100 200	50 60	
住 居 地 域	2,185	19.1	5.1	1,756	19.2	10.2	80.4	200	60	
近隣商業地域	336	2.9	0.8	318	3.5	1.9	94.6	200 300	80	
商 業 地 域	367	3.2	0.9	367	4.0	2.1	100	400 600	80	
準工業地域	964	8.4	2.3	911	9.9	5.3	94.5	200	60	
工 業 地 域	444	3.9	1.0	310	3.4	1.8	69.8	200	60	
計	11,457	100	27.0	9,167	100	53.3	80.0	—	—	—

(2) 風致地区

(昭60.4.1現在)

名 称	面 積	位 置
花岡山・万日山	約 77 ha	横手1・2・3丁目、春日3・4・5丁目、春日町、池上町、戸坂町
八 景 水 谷	10	八景水谷1丁目
立 田 山	345	清水町大字兎谷、同万石、龍田町上立田、同陳内、黒髪4・5・6・7・8丁目
水 前 寺	10	水前寺公園
江 津 湖	238	出水1・2・3丁目、江津1丁目、健軍4・5丁目、湖東2丁目、神水本町、広木町、水源1丁目、画図町大字下江津
本 妙 寺 山	551	島崎3・4・5・6丁目、花園3・4・6・7丁目、谷尾崎町
千 金 甲	367	谷尾崎町、池上町、松尾町大字上松尾、同松尾、小島下町
計	1,598	

(3) 都市計画駐車場整備地区

(昭60.4.1現在)

位 置	面 積	指 定 年 月 日
市 中 心 街	143.9 ha	昭和45年4月10日

(4) 防火地域及び準防火地域

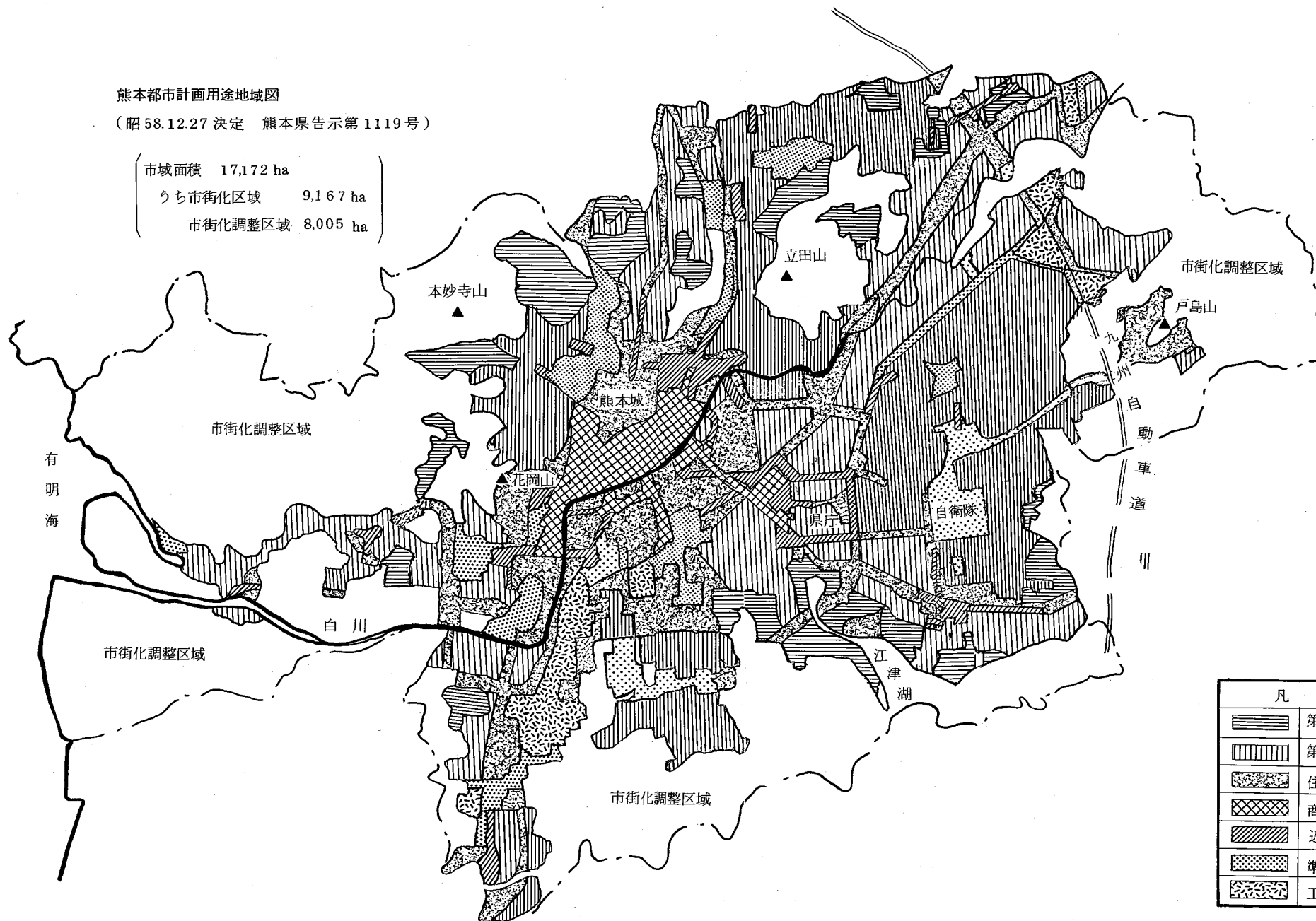
(昭60.4.1現在)

地 域 名	面 積
防 火 地 域	95.70 ^{ha}
準 防 火 地 域	1,224.86

熊本都市計画用途地域図

(昭58.12.27 決定 熊本県告示第1119号)

市域面積 17,172 ha
うち市街化区域 9,167 ha
市街化調整区域 8,005 ha

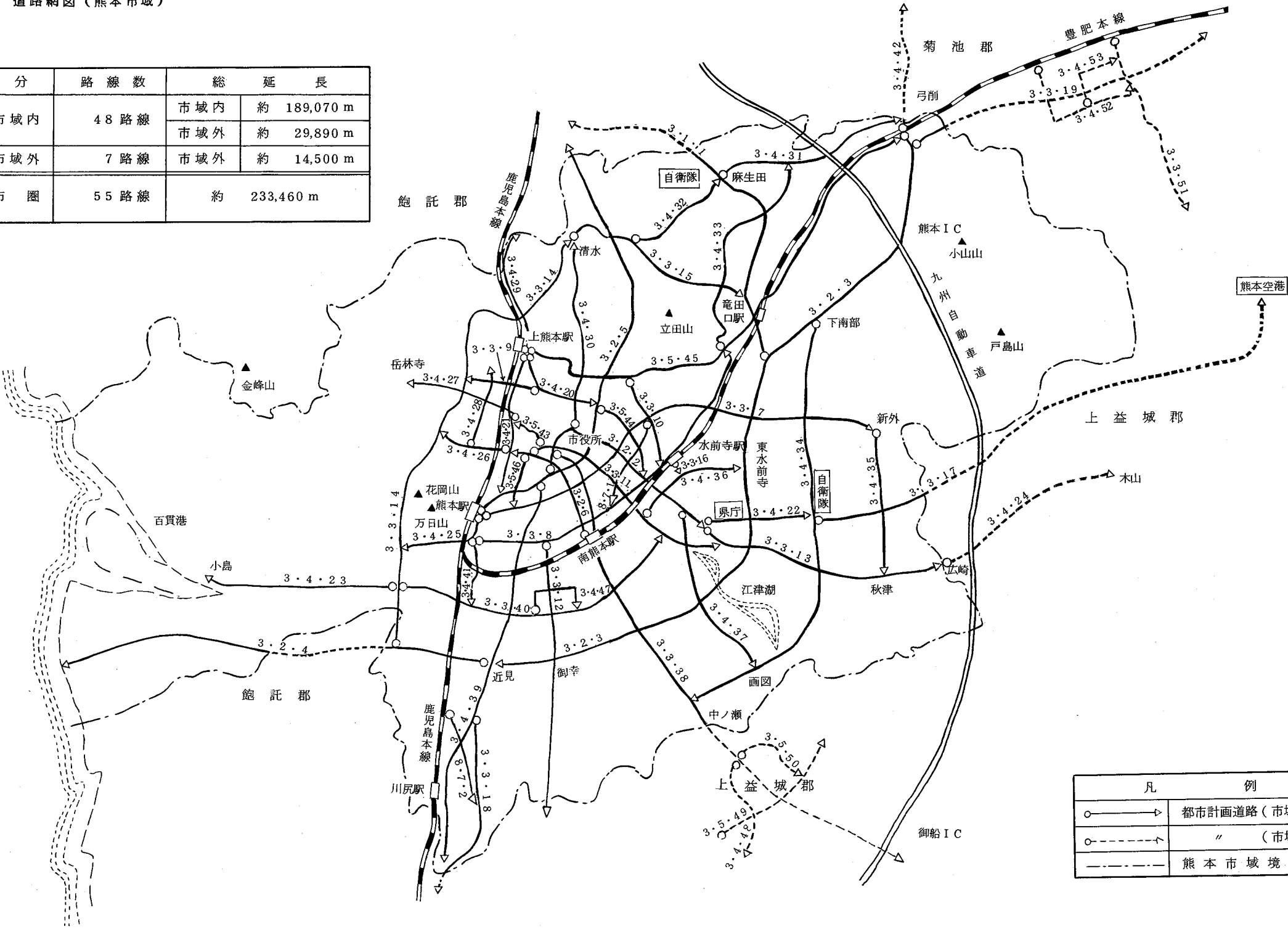


凡	例
	第1種住居専用地域
	第2種住居専用地域
	住居地域
	商業地域
	近隣商業地域
	準工業地域
	工業地

(5) 都市計画道路（昭60. 4. 1現在）

ア 道路網図（熊本市域）

区 分	路 線 数	総 延 長	
		市 域 内	約 189,070 m
熊本市域内	48 路線	市 域 外	約 29,890 m
熊本市域外	7 路線	市 域 外	約 14,500 m
都 市 圏	55 路線	約	233,460 m



凡 例	
○——→	都市計画道路（市域内）
○- - - ->	〃 （市域外）
- - - - -	熊本市域境界線

イ 都市計画道路一覧

道 路 番 号			道 路 名 称	主なる幅員	延 長(約)
区 分	規 模	番 号			
3	1	1	新南部～四方寄線	40 ^m	4,780 ^m
3	2	2	新市街～水前寺線	36	4,420
3	2	3	弓削～近見線	36	15,480
3	2	4	近見～沖新線	36	6,390
3	2	5	熊本駅～北部線	30	8,640
3	2	6	南熊本駅～新町線	30	2,010
3	3	7	熊本駅～新外線	22	8,580
3	3	8	二本木～小碩線	22	6,970
3	3	9	池田町～花園線	22	1,520
3	3	10	子飼～新大江線	22	1,870
3	3	11	船場～神水線	25	4,670
3	3	12	本荘～犬渕線	25	5,050
3	3	13	水前寺～秋津線	22	4,950
3	3	14	野口～清水線	25	11,790
3	3	15	清水～竜田線	25	2,820
3	3	16	水前寺駅～西水前寺線	22	180
3	3	17	東町～空港線	22	2,210
3	3	18	南高江～富合線	25	3,070
3	3	19	弓削～原水線	25	490
3	4	20	上熊本～藤崎宮線	20	1,930
3	4	21	上熊本～細工町線	19	2,910
3	4	22	砂取～健軍線	18	2,190
3	4	23	新土河原～小島線	20	3,910
3	4	25	熊本駅～城山線	16	2,070
3	4	26	新町～戸坂線	16	1,720
3	4	27	段山～島崎線	16	2,220
3	4	28	戸坂～本妙寺線	16	1,630
3	4	29	上熊本～法成寺線	16	2,280
3	4	30	手取本町～清水線	16	3,830
3	4	31	麻生田～弓削線	16	3,820
3	4	32	清水町万石～麻生田線	16	2,340
3	4	33	小碩～清水楡木線	16	4,490
3	4	34	下南部～画図線	15	8,930
3	4	35	新外～秋津線	16	2,810
3	4	36	出水町国府～東水前寺線	16	2,280
3	4	37	水前寺～画図線	16	3,600
3	3	38	新市街～御船インター線	25	6,140
3	4	39	長六橋～川尻線	17.5	7,600
3	3	40	新土河原～出水線	25	5,740
3	4	41	二本木～蓮台寺線	16	1,350
3	4	42	大窪～山下線	16	100
3	5	43	桜町～段山線	15	760
3	5	44	南千反畑～大江線	15	1,850
3	5	45	上熊本～弓削線	12	10,570
3	5	46	船場～本山線	12	920
3	4	47	平田～田迎線	16	1,760
8	7	1	新屋敷～長溝線	4	1,550
8	7	2	南高江～元三線	7	1,880
48路線			市内延長	189,070	

建設

ウ 道路計画及び道路整備の規模別分類

(昭60.4.1現在)

分類 規模別	道路計画決定延長 (m)						道路整備改良済延長 (m)					
	市街化 区域	比率	市街化 調整区域	比率	合 計	比率	市街化 区域	進捗率	市街化 調整区域	進捗率	合 計	進捗率
区分 規模		%		%		%		%		%		%
3 1	3,470	1.8	1,310	0.7	4,780	2.5	0	0	0	0	0	0
3 2	28,710	15.2	8,230	4.4	36,940	19.6	23,474	81.8	1,685	20.5	25,159	68.1
3 3	56,380	29.8	9,670	5.1	66,050	34.9	26,898	47.7	2,661	27.5	29,559	44.8
3 4	54,060	28.6	9,710	5.1	63,770	33.7	26,618	49.2	2,730	28.1	29,348	46.0
3 5	13,880	7.4	220	0.1	14,100	7.5	1,920	13.8	220	100	2,140	15.2
8 7	3,430	1.8	0	0	3,430	1.8	2,450	71.4	—	—	2,450	71.4
計	159,930	84.6	29,140	15.4	189,070	100	81,360	50.9	7,296	25.0	88,656	46.9

⑥ 駅前広場

(昭60.4.1現在)

広 場 名	面 積	摘 要
熊本駅前広場	14,800 m ²	都市計画道路3・3・7号 熊本駅～新外線
南熊本 "	3,850	" 3・2・6 南熊本駅～新町線
水前寺 "	2,100	" 3・3・16 水前寺駅～西水前寺線
上熊本 "	3,800	" 3・4・21 上熊本～細工町線

2 建築指導

(1) 建築確認申請状況

種 別 \ 年 度		55	56	57	58	59
申 請	一般確認申請	6,200	5,600	5,469	5,055	4,837
	道路指定申請	105	89	104	88	66
	許可申請	56	33	33	32	30
現 場 検 査	住宅公庫中間検査	1,798	1,691	1,789	1,337	1,358
	“ 改良検査	374	460	404	336	260
	一般建築竣工検査	1,436	1,275	1,348	1,123	1,182
	昇降機竣工検査	132	91	69	89	111
特 申 殊 請	計画通知	160	154	172	167	155
	工作物申請	98	87	102	110	146

(2) 建築相談

相談内容 \ 年 度	55	56	57	58	59
確認申請及び用途変更に関するもの	672	844	854	926	800
道路及び敷地の接道に関するもの	1,090	951	637	807	808
用途地域・建ぺい率・高さの規制に関するもの	1,268	1,066	650	1,211	901
施行令・条例・市建築基準細則に関するもの	645	611	178	669	797
日照に関するもの	79	92	195	184	136
建築基準法及びその他法令に関するもの	1,797	1,799	1,597	1,583	1,301
計	5,551	5,363	4,111	5,380	4,743

(3) 建築指導パトロール等

ア 定期パトロール

違反建築の早期発見、防止を主目的に、東部班・西部班（各3人）で、週2回（火・木曜日）定期的に2校区を単位としてパトロールしている。

イ 建築物防災査察

建築物防災週間（上期9月初旬・下期3月中旬）及び6月・12月・2月に特殊建築物についての防災査察を実施しており、59年度においては、アーケード、店舗、病院、ホテル、旅館60件を査察し、33件を指導している。

ウ 一斉公開パトロール

違反建築防止週間（10月上旬）の1日間を公開パトロールの日と定めて、市内全域にわたって違反建築物の摘発、指導をしている。

59年度においては、共同住宅及び分譲住宅に重点をおき、56件を調査し、12件の違反を指導している。

(4) 違反建築物取扱件数

(昭和59年度)

違 反 事 項	違反該当法令	違反建築物件数	是正指導中のもの	完結したもの
確認申請手続	法第 6 条	40 件	5 件	35 件
構造耐力上必要な規制	“ 第 20 条			
耐火又は簡耐としなければならない建築物	“ 第 27 条			
居室の採光換気についての規制	“ 第 28 条			
道路について	“ 第 42 条			
敷地と道路との関係	“ 第 43 条			
道路内の建築制限	“ 第 44 条	9	3	6
用途地域内の建築制限	“ 第 48 条	2	2	
建ぺい率	“ 第 53 条	5	3	2
建築物の各部分の高さの制限	“ 第 56 条	1	1	
防火地域内の建築物の規制	“ 第 61 条	1		1
準防火地域内の建築物の規制	“ 第 62 条	2	1	1
内装制限	令第 128 条の 4 令第 129 条			
そ の 他		9	1	8
計		69	16	53

(5) 優秀建築物表彰

熊本市では、市民による美しく住みよい街づくりの推進と建築水準の向上を図る一環として、企画、設計、施工が優れており、都市環境の整備に貢献していると認められる建築物について建主や設計業者、建築業者を表彰するとともに銘板を贈ることとしている。(3年毎に実施)

実績 58年度 表彰建築物 4件

3 公 園 緑 地

わが国では、戦後の急激な都市への人口と産業の集中によって、市街地の過密化や郊外の無秩序な開発がすすめられた。その結果、緑とオープンスペースは著しく減少し、都市の生活環境や景観は悪化しており、住民生活に大きな影響を与えるようになってきている。

この緑とオープンスペースは、潤いのある風致や景観をつくり出し、気温をやわらげ大気を浄化するなど、環境を保全するとともに、身近かな子供の遊び場や、日常のスポーツ、レクリエーションの場所、あるいは散策、休息などを通して自然との触れあいの場所となり、住民の健康の保持と増進に大きな役割をはたし、また災害時には、避難地として役立つばかりか、災害の拡大を防いだり、大気汚染、騒音、振動などの公害を緩和し、住民の生命や財産をまもってくれるものである。

本市は、「森の都」と語られるほどに豊かな「緑」に恵まれ、清冽な湧水を誇りにしてきた。これらの保全と育成とは、次代に対する私たちの“つとめ”であり、本市の将来像のひとつである「緑と水にかがやく明るい健康都市」建設のための主軸ともなっている。

公園事業については、大正13年皇太子御成婚記念事業として、水前寺運動公園を建設したことに始まり、次いで同14年、出水村合併と同時に出水神社庭園を市が借り受けて水前寺公園（現在、出水神社所有管理）とした。更に、同年二十三聯隊跡を大蔵省より借り受けて、花畑公園とし、また、花岡山の登山道路の整備を行うなどしている。

公園が都市計画公園として決定されたのは、昭和31年に鍛冶屋町公園外3カ所が最初であり、翌32年戦災復興土地区画整理地区内の花畑公園外24カ所を追加決定した。その後用地買収、区画整理事業等により、公園用地を確保し、逐次追加して、昭和59年度末で公園・緑地・墓園をあわせて168カ所 587.78haを都市計画決定している。

公園整備計画については、都市公園等整備緊急措置法に基づく、第一次（昭和47～51年度）及び第二次（昭和51～55年度）都市公園等整備五カ年計画によって整備をすすめてきたが、昭和56年度からは、第三次五カ年計画がスタートしている。これは、第二次五カ年計画に引きつづいて、

ア 公園整備の地域的アンバランスを是正し、地域に密着した児童公園、近隣公園などの基幹公園の整備を積極的にすすめること

イ 中心市街地にオープンスペースを確保するため、河川敷運動公園の整備を促進すること

ウ レクリエーション需要の高まりに対処して、広域公園の整備をすすめること

を基本とし、昭和60年度末の住民1人当たりの都市公園等の面積を5.6㎡以上とすることを目標にしている。

昭和59年度末での本市の都市公園等の整備状況は、453カ所、310.87ha（まちの広場等を含む）で、これは市民1人当たり5.65㎡（昭和60年3月31日人口550,318人を対象）の都市公園等の整備水準となっている。

また、これから緑とオープンスペースの保全と整備を図るための施策を総合的に展開するため、熊本市では国の施策に基づいて「緑のマスタープラン」を策定中である。

国の方針によれば、「西暦2000年（昭和75年）を目標に、確保すべき緑地を原則として市街化区域面積に対しておおむね30%以上を標準として設定し、このうち中核をなす都市公園等については、原則として住民1人当たりおおむね20.0㎡を確保することを標準として設定する」こととされている。

「緑のマスタープラン」の策定後は、この緑地整備の青写真に基づいて、環境保全のための緑地、レクリエー

ションのための緑地、防災のための緑地というそれぞれの機能を備えた緑地の整備をすすめ、緑あふれる街をつくりあげていくことになる。

(1) 公園の状況 (昭60.3.31現在)

種 別		都 市 計 画 決 定					②都市計画決定し ていないが供用 しているもの		供用しているもの (① + ②)	
		計 画 決 定		①供 用						
		個所数	面 積	個所数	面 積	供用率	個所数	面 積	個所数	面 積
児 童 公 園		カ所 122	ha 28.41	カ所 116	m ² 273,864	% 96	カ所 188	m ² 118,894	カ所 304	m ² 392,758
近 隣 公 園		15	25.5	7	103,297	40	1	21,303	8	124,600
地 区 公 園		3	16.2	2	91,694	57	—	—	2	91,694
総 合 公 園		1	56.0	1	517,247	92	—	—	1	517,247
運 動 公 園		3	83.7	2	707,300	84	1	91,233	3	798,533
特殊 公園	風致公園	3	15.5	3	171,859	111	2	11,976	5	183,835
	歴史公園など	6	9.0	6	72,861	81	2	69,308	8	142,169
広 域 公 園		1	126.6	(1) 2	363,225	29	—	—	(1) 2	363,225
(小 計)		154	360.91	138	2,301,347	64	194	312,714	332	2,614,061
ま ち の 広 場		—	—	—	—	—	96	59,511	96	59,511
緑 地		11	208.57	(7) 8	99,523	5	13	157,628	(20) 21	257,151
墓 園		3	18.3	3	177,979	97	—	—	3	177,979
合 計		168	587.78	(148) 150	2,578,849	44	303	529,853	(451) 453	3,108,702

(注) 供用面積には、都市計画決定区域を越えて供用されている面積を含めている

運動公園の中には熊本県民総合運動公園5.83haを含む

広域公園の中には水前寺成趣園6.1haを含む

()書数は、水前寺成趣園を水前寺江津湖公園として、また、立田山豊国台公園と立田自然公園を立田山緑地として、一括して計上

(2) 市民1人当たり公園面積

年度 区分 種別	55			56			57			58			59		
	数	面 積	一人当面積	数	面 積	一人当面積	数	面 積	一人当面積	数	面 積	一人当面積	数	面 積	一人当面積
		ha	m ²		ha	m ²		ha	m ²		ha	m ²		ha	m ²
利用中の 児童公園	224	32.9	0.62	235	33.85	0.64	264	35.90	0.67	288	37.70	0.69	304	39.27	0.71
利用中の 全 公 園	360	263.97	5.01	375	284.54	5.35	407	301.34	5.58	439	305.76	5.62	453	310.87	5.65

地区名	施行者	法分類	施行面積	認可年月日	減歩率	公共用地率	施行年度	総事業費	換地処分		備考
									公年月日 告日	処面 分積	
楠団地	個人	条項 3~1	40.4	44. 3.28	19.5	24.2	44~47	451445	昭 47. 7. 27 2 44. 7. 11. 8 3 45. 10. 15	ha 40.4	完了
富ヶ丘	組合	3~2	4.5	44. 9. 3	33.1	32.1	44~45	44750	45. 8.17	4.5	完了
国府第三	"	"	3.5	44. 9.18	28.7	22.2	44~46	25000	46. 6.21	3.5	完了
津ノ浦	個人	3~1	6.5	45. 9.10	26.7	23.2	45~48	200253	48. 3.26	6.5	完了
武蔵ヶ丘	"	"	37.0	45.12.14	23.8	27.3	45~48	660000	48. 5. 2	37.0	完了
鳥ヶ江	組合	3~2	4.0	46. 1.26	25.9	20.1	46~52	58807	52. 9.20	4.0	完了
戸島南台	"	"	4.2	46.11. 8	22.4	21.5	46~48	18580	48.12. 1	4.2	完了
出水第二	"	"	9.8	48.10.16	24.8	21.1	48~51	278478	51. 3. 4	9.8	完了
出水第一	"	"	11.9	48.12.14	24.2	25.8	48~52	385377	52.10.28	11.9	完了
水前寺	県	3~3	5.7	53. 9. 9	21.9	60.2	53~60	2748381			
南部第一	組合	3~2	116.9	55. 8.11	25.0	28.6	55~67	9018000			
佐土原	"	"	4.9	58. 8. 4	27.1	22.7	58~61	306500			
城山上代	"	"	13.2	59. 7.24	24.7	23.1	59~63	737000			

(2) 土地利用転換計画策定事業実施地区

秋津第三地区	転換予定区域	1 1.0 ha (策定済)
健軍町山の神地区	"	1 3.6 ha (")
八王寺地区	"	1 2.3 ha (")
託麻北地区	"	3 0.0 ha (")
島地区	"	1 9.4 ha (")
城山上代地区	"	1 1.2 ha (")
長嶺地区	"	2 0.0 ha (")
龍田地区	"	1 0.0 ha (")
小山地区	"	2 7.0 ha (")
長嶺東地区	"	8 2.0 ha (策定中)

上記地区は、農地が大部分をしめているが、市街化区域内であり、スプロール化されつつあるため、都市的土地利用と暫定的農業的土地利用との調整を図りつつ、計画的市街地の整備及び農業的経営の改善を進める農住型土地利用転換計画策定事業を行っている。このうち上段9地区については計画策定が終わり城山上代地区は土地区画整理組合が設立し事業を実施しており、また、八王寺地区は土地区画整理組合設立準備委員会が発足している。その他の地区についても事業化に向け推進中である。

(3) 市街地再開発事業

市街地再開発事業は市街地の低層高密度で不健全な土地利用による都市環境の低下に対処するため、建築物を不燃高層化、公園、道路、駐車場等の公共施設を整備し、都市空間を確保する等、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新をはかるものである。本市でも中心市街地、熊本駅周辺、唐人町周辺等を予定地としてあげ、特に熊本駅周辺については、将来本市西南部の発展の核となる重要な地域であり、すでに熊本駅前地区においては、市街地再開発準備組合が設立されている。本市においても熊本駅前地区市街地再開発事業基本計画を作成したが、さらに再開発事業を強力に推進するため、都市計画法その他の法的手続ができるよう積極的にとりくんでいる。

5 河 川

(1) 河川の状況

(昭60.4.1現在)

河 川 名	級 別	川 幅	計画高水位	市 内 流路延長	市 内 流域面積	地 点
白 川	1	216.0 ^m	7.689 ^m	26.1 ^{Km}	13.82 ^{Km²}	城山半田町(八城橋下)
坪井川	2	25.0	10.579	18.5	34.00	手取本町(厩橋下)
井 芹 川	2	31.5	8.315	7.0	15.00	横手町(四方池橋下)
松 尾 川	普通〔砂防〕	〔(4.0)〕	—	3.3	2.83	松尾町(皆代橋下)
天明新川	1(準)	〔(15.0)〕(13.4)	(4.480)	9.4(2.45)	13.90(5.74)	八幡町(国鉄鉄橋下)
加 勢 川	1	155.0	6.64	15.0	33.58	画図町大字下無田(中ノ瀬橋下)
木 部 川	1	11.0	—	5.0	2.50	元三町(さかば橋下)
緑 川	1	255.0	6.29	1.7	0.29	緑川橋の土手の堰の下
秋 津 川	1	49.0	7.326	3.1	6.00	秋津町(野間橋下)
源器堀川 本 線	1	6.5	8.33	8.6	2.80	水前寺公園鳥居前
保田窪 放水路	1	16.8	24.75		5.30	新南部町(東海大学裏)
木 山 川	1	55.0	7.300	2.5	0.60	秋津町(間島橋下)
矢 形 川	1	59.0	7.103	0.8	0.20	秋津町(矢形橋下)
近 津 川	普通〔砂防〕	〔(6.0)〕	—	3.3	1.60	松尾町大字近津(鹿島神社前)
前 川	(準)	4.0(4.0)	1235(1235)	2.5(0.75)	1.75	花園町(1号橋下)
小山田川	普 通	〔(2.0)〕	—	2.5	2.00	麴川合流点
麴 川	2〔砂防〕	10.4	9.303	3.0	3.10	鳥崎町(麴川1号橋下)
健 軍 川	1	11.6	7.50	11.0	14.60	神水本町(第2湖東橋下)
万 石 川	2〔砂防〕	9.4	15.986	1.8	1.91	清水亀井町(清水橋下)
鶯 川	1	〔(4.2)〕	—	1.5	1.58	東野4丁目(鶯2号橋下)
荒 谷 川	普通〔砂防〕	〔(3.5)〕	—	3.1	1.65	松尾川合流点
平 川	普通〔砂防〕	9.0	6.560	1.5	1.50	井芹川合流点
谷尾崎川	(準)〔砂防〕	〔(6.3)〕(11.2)	3.500	3.4(0.95)	2.50	井芹川合流点
成道寺川	普 通	〔(3.8)〕	—	2.48	1.37	井芹川合流点
泥 川	普 通	〔(5.5)〕	—	2.35	2.30	坪井6丁目(熊本中央自動車学校前)
兎 谷 川	2〔砂防〕	5.0	19.671	1.65	1.70	清水町大字万石(万石2号橋下)

(注) ()は準用河川指定区域〔 () 〕は現況幅員〔 () 〕は砂防指定区域

(2) 特別排水路

市民から都市排水について問題提起が多いことから、昭和51年度に行った市域(市街化区域)の現況調査資料をもとに、都市小河川(1、2級河川)、準用河川、都市下水路および農業用排水路以外の排水施設として、新たに「特別排水路整備事業」を推進している。

特別排水路整備事業は、現在そのまま放置できないかなり広範囲な排水不良地区を対象として昭和52年度から整備を行っているものである。

ア 対象水路 花園、託麻、帯山、坪井、上熊本、長嶺、日向崎、高江、麻生田、田井島(水前寺、壺川、東水前寺、楡木、新大江、佐土原、春日、田迎)〔渡鹿、龍田〕計20本

()は整備未着手、〔 () 〕は完了済を示す

イ 整備状況(昭60.3.31現在)

区 分	全 体 計 画	整 備 済	進 捗 率
延 長 (m)	40,060	19,481	48.6 %
事 業 費 (千円)	8,431,356	2,823,013	

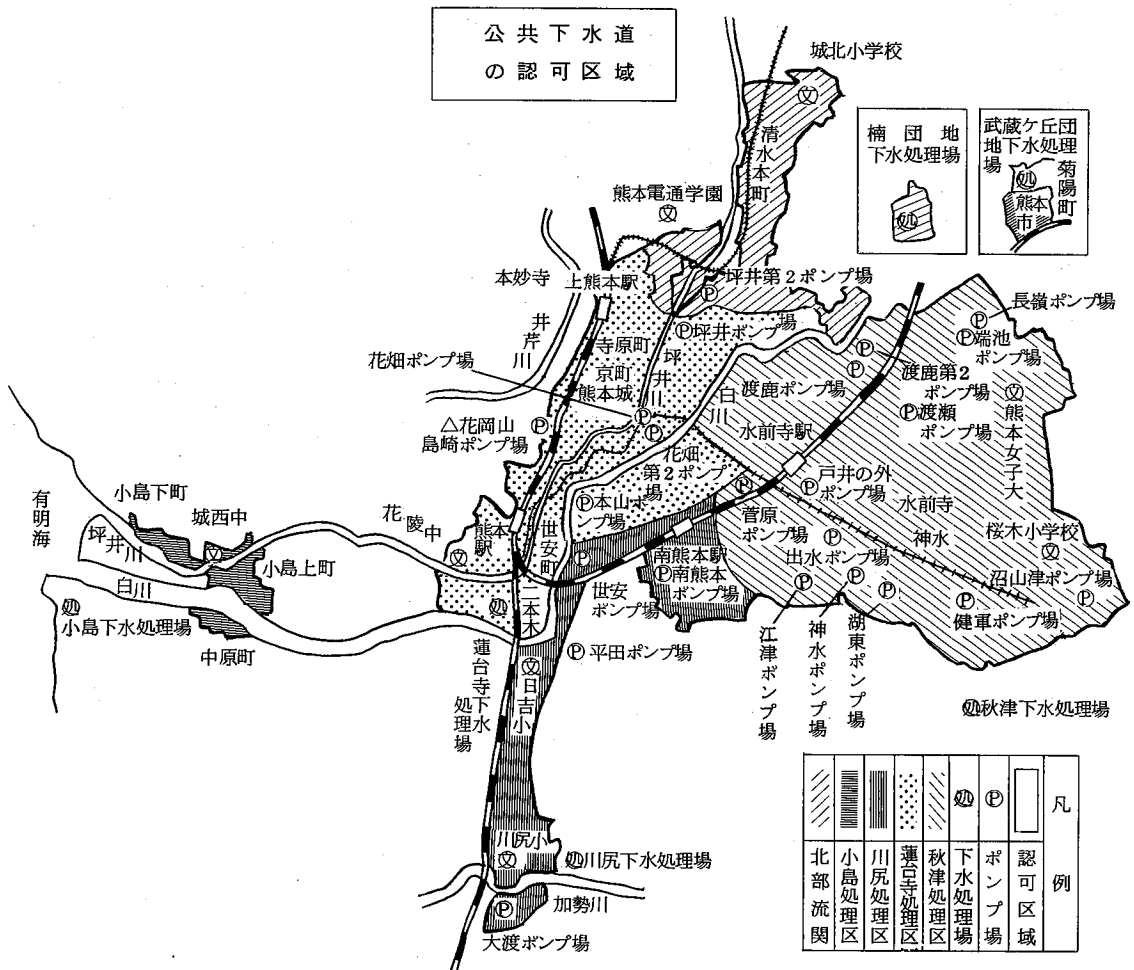
6 下 水 道

下水道は市民が健康で快適な生活を営むための必須の生活環境施設として位置づけられるとともに、近年大きな社会問題となっている公共用水域の汚染を防止して、自然環境並びに水資源の保全を図るためのきわめて公共性の高い施設であり、本市においても事業の最重要施策のひとつとして整備促進に努力している。

本市における下水道事業は公共下水道と都市下水路であり、公共下水道については当初（昭和23年）都心部278haについて認可を受け、その後事業の進捗にあわせ逐次変更認可により区域の拡大を重ね、現在の認可区域面積は5,256ha（武蔵ヶ丘団地地域分37haを含む）で、その完成目標は昭和67年度末としている。

現在は、昭和56年度を初年度とする第5次下水道整備5カ年計画の中で事業を促進中であり、昭和59年度末の処理区域面積は2,612haとなっている。

都市下水路については、主として市街地内の雨水排除を目的として状況に応じて計画、施行を行っている。



(1) 事業計画 事業認可年月日 昭和23年12月15日
 着工年月日 昭和23年 4月 1日
 完工年月日 昭和68年 3月31日
 排除方式 合流式、分流式

(昭60.3.31現在)

区 分	認 可 (A)	実 施 済 (B)	進 捗 率 B/A (%)
総 事 業	処 理 面 積 (ha) 5,256 処 理 人 口 (人) 344,500 管 き ょ 延 長 (m) 2,197,300 汚 水 ポ ン プ 場 (カ所) 20 雨 水 " (") 5 終 末 処 理 場 5 事 業 費 (千円) 167,678,437 国 庫 補 助 (") 75,093,509 県 費 補 助 (") 0 市 費 そ の 他 (") 11,565,988 市 債 (") 81,018,940	2,612 231,400 621,600 13 4 3 66,651,363 25,415,425 0 43,656,58 36,870,285	49.7 67.2 28.3 65.0 80.0 60.0 66.651363 25.415425 0 43.65658 36.870285
蓮台寺処理区 (城東 花園 城山 春竹処理分区)	処 理 面 積 (ha) 1,353 処 理 人 口 (人) 93,400 管 き ょ 延 長 (m) 377,900 中 継 ポ ン プ 場 (カ所) 3 雨 水 " (") 4	1,112 109,900 262,900 3 4	82.1 117.7 69.6 100 100
秋津処理区 (東町 健軍 水前 寺 画図処理分区)	処 理 面 積 (ha) 2,615 処 理 人 口 (人) 167,300 管 き ょ 延 長 (m) 1,156,400 中 継 ポ ン プ 場 (カ所) 13 雨 水 " (") —	1,463 116,500 339,700 9 —	55.9 69.6 29.4 69.2 —
川尻処理区 (春竹 近見処理分区)	処 理 面 積 (ha) 631 処 理 人 口 (人) 38,400 管 き ょ 延 長 (m) 255,200 中 継 ポ ン プ 場 (カ所) 3 雨 水 " (") 1	0 0 5,500 1 0	0 0 2.2 33.3 0
小島処理区 (花園 城山処理分区)	処 理 面 積 (ha) 117 処 理 人 口 (人) 7,000 管 き ょ 延 長 (m) 87,200 中 継 ポ ン プ 場 (カ所) — 雨 水 " (") —	0 0 0 — —	0 0 0 — —
武蔵ヶ丘団地 処 理 区 (市域分のみ)	処 理 面 積 (ha) 37 処 理 人 口 (人) 6,600 管 き ょ 延 長 (m) 13,200 中 継 ポ ン プ 場 (カ所) — 雨 水 " (") —	37 5,000 13,200 — —	100 75.7 100 — —
北部流域関連 処 理 区 (堀川 浦田 清水 処理分区)	処 理 面 積 (ha) 503 処 理 人 口 (人) 31,800 管 き ょ 延 長 (m) 307,400 中 継 ポ ン プ 場 (カ所) 1 雨 水 " (") —	— — 300 — —	— — 0.1 — —

行政区域人口に対する進捗率(昭60.3.31現在)

行政区域人口	処 理 人 口	進 捗 率
550,318 人	231,400 人	42.0 %

(2) 下水道使用料

(昭和 59 年 3 月 28 日改定)
(昭和 59 年 4 月 1 日実施)

種 類		使 用 料					
		基本料金	従 量 料 金				
			第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段	第 5 段
水道水 による 汚 水	一般家庭用及 び営業用汚水 (公衆浴場用 汚水を除く。)	8 m ³ 以下 150 円	9 m ³ 以上 10 m ³ 以 下 1 m ³ につき 20 円	11 m ³ 以 上 20 m ³ 以下 1 m ³ につき 25 円	21 m ³ 以 上 50 m ³ 以下 1 m ³ につき 30 円	51 m ³ 以 上 200 m ³ 以下 1 m ³ につき 35 円	201 m ³ 以上 1 m ³ につき 40 円
	公衆浴場用汚 水	1 m ³ につき	5 円				
水道水 以外の 水による 汚水	一般家庭用汚 水	1 世帯につき	150 円				
	営 業 用 汚 水 (公衆浴場用 汚水を除く。)	2,000 m ³ 以下 1 m ³ につき	15 円				
		2,001 m ³ 以上 5,000 m ³ 以下 1 m ³ につき	30 円				
		5,001 m ³ 以上 1 m ³ につき	40 円				
	公衆浴場用汚 水	1 m ³ につき	5 円				

(注) 公衆浴場用汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき熊本県知事が定める公衆浴場入浴料金の統制額の指定の適用を受けるものから排除された汚水をいう

小規模下水道使用料

種 類			使 用 料					
			基本料金	従 量 料 金				
				第 1 段	第 2 段	第 3 段	第 4 段	第 5 段
江 津 湖 団 地	水道水による汚水		8 m ³ 以下 100 円	9 m ³ 以上 10 m ³ 以下 1 m ³ につき 10 円	11 m ³ 以上 20 m ³ 以下 1 m ³ につき 15 円	21 m ³ 以上 50 m ³ 以下 1 m ³ につき 20 円	51 m ³ 以上 200 m ³ 以下 1 m ³ につき 25 円	201 m ³ 以上 30 円
	水道水以外 の水による汚水	一般家庭 用 汚 水	1 世帯につき 100 円					
		営 業 用 汚 水	2,000 m ³ 以下 1 m ³ につき 10 円					
			2,001 m ³ 以上 5,000 m ³ 以下 1 m ³ につき 20 円					
楠 団 地	水道水による汚水		熊本市下水道条例別表の規定中水道水による汚水に係る使用料の規定の例により算定した額					
	水道水以外 の水による汚水		熊本市下水道条例別表の規定中水道水以外の水による汚水に係る使用料の規定の例により算定した額					

徴収方法 水道水……水道局へ調定金額の9%で徴収委託(59年度委託料64,126,672円)
井戸水……株式会社肥後集金センターへ収納した納入通知書1件当たり99円で徴収委託
(59年度委託料1,371,135円)

(3) 受益者負担金 (昭和50年12月19日条例公布)
(昭和51年8月1日賦課開始)

$$\text{受益者の負担金額} = \frac{\text{末端管きょ事業費} \times \frac{1}{3.5}}{\text{負担区域総面積} \times 0.8} \times \text{賦課区域内の受益者の土地面積}$$

単位負担金額 1㎡当たり200円

徴収方法 原則として一括納付、ただし、受益者が分割納付を申し出た場合は、
3年間の12回分割

(4) 水洗便所普及状況及び貸付金

種別 年度	処理人口	処理戸数 (世帯)	水洗便所設置 戸数	水洗便所人口	普及率(%)
42～55	178,600	51,028	44,681	156,385	87.6
56	189,400	54,113	47,488	166,209	
57	206,000	58,855	49,734	174,070	
58	217,800	62,923	53,711	185,602	
59	231,400	67,695	59,677	202,605	

貸付金額 1戸につき192,000円以内

貸付期間 30ヵ月

返還方法 無利子、30ヵ月以内の月賦均等償還

貸付条件 ○市内居住者

○返済能力のあるもの

○市税を滞納していないもの

○保証人1人

貸付金 (昭43.1貸付開始)

種別 年度	貸付箇所数	金額
42～55	20,104ヵ所	1,758,646千円
56	989	164,266
57	1,092	185,976
58	1,249	217,759
59	1,613	235,787
計	25,047	2,562,434

(5) 終末処理場

種 別 処理場名		処 理 面 積	処 理 人 口	敷地面積	処理能力水量 (日最大)	処 理 方 式
蓮台寺下水処理場	計画	1,353 ^{ha}	93,400 ^人	93,900 ^{m²}	145,800 ^{m³/日}	標準活性汚泥法
	実績	1,112	109,900	93,900	143,000	〃
秋津下水処理場	計画	2,615	167,300	120,400	152,000	〃
	実績	1,463	116,500	120,400	70,000	〃
川尻下水処理場	計画	631	38,400	123,000	41,300	〃
	実績	0	0	123,000	0	〃
小島下水処理場	計画	117	7,000	115,700	5,300	〃
	実績	0	0	115,700	0	〃
武蔵ヶ丘団地 下 水 処 理 場	計画	63(内市分37)	12000(内市分6,600)	4,000	3,000	〃
	実績	63(内市分37)	10400(内市分5,000)	4,000	3,000	〃
北 部 流 域 関 連 処 理 場	計画	503	31,800	—	—	—
	実績	—	—	—	—	—

名 称 蓮台寺下水処理場

所 在 地 熊本市蓮台寺町 920 番地

建設年月日 昭 3 9.9～6 0.3 (昭 4 3.1.6 運転開始)

建 設 費 総額 11,410,421 千円

秋津下水処理場

熊本市秋津町秋田 5 3 4 番地

昭 4 5.8～6 0.3 (昭 4 7.1 2.1 運転開始)

総額 7,075,797 千円

名 称 川尻下水処理場

所 在 地 熊本市元三町字江口 1230 番地

建設年月日 昭 5 6.4～6 2.3 (昭 6 2.4 運転開始予定)

建 設 費 総額 6,399,511 千円

小島下水処理場

熊本市沖新町字白川尻 4 9 4 4 番地 3

昭 5 7.3～6 8.3 (昭 6 8.4 運転開始予定)

総額 902,628 千円

名 称 武蔵ヶ丘団地下水処理場

所 在 地 菊池郡菊陽町津久礼 3 9 5 1 番地 4

建設年月日 昭 4 6～6 0.3 (昭 4 8.4.5 運転開始)

建 設 費 総額 220,191 千円

(6) 都市下水路

水 路 名	延 長	排水面積	備 考
高 橋 下 水 路	779 ^m	159 ^{ha}	33～35年度 事業完了
旧井芹川 〃	918	41	35～37 〃
春 日 〃	1,317	63	34～37 〃
秋 津 〃	1,463	85	38～41 〃
帯 山 〃	1,474	76	39～41 〃
出 水 〃	1,370	41	42～46 〃
段 山 〃	467	38	45～48 〃
新 南 部 〃	668	43	46～48 〃
山 ノ 下 〃	1,058	57	48～56 〃
湖 東 〃	983	77	47～56 〃
秋 津 〃	2,410	228	50～56 〃
竜 田 〃	830	95	55～62 事業実施中
月 出 〃	2,000	81	55～61 〃
上 熊 本 〃	930	110	57～62 〃

(7) 共同排水設備助成金

公共下水道処理区域内で管きょが布設されない私道に共同で排水設備を設置する場合、その設備費用の3分の2以内を助成するもの。

ア 条 件

- 設置場所が公共ますから15m以上離れていること
- 利用可能戸数が2戸以上あり、設置後全部が水洗化するもの
- 土地所有者が設置に同意していること
- 布設された管きょの維持管理は申請者の負担で行うこと

イ 助成状況（昭和47年度助成開始）

種別 年度	申請件数	助成金額
55	9件	2,329,300 ^円
56	6	3,595,900
57	12	2,146,700
58	33	8,735,700
59	68	20,068,800

7 市 営 住 宅

(1) 住宅建設状況

ア 総 括

種別 年度	1 種	2 種	特 定 目 的	合 計
20 ～ 55	3,765 (3,009)	3,255 (2,529)	1,335 (1,249)	8,355 (6,787)
56	120 (120)	228 (228)	65 (65)	413 (413)
57	171 (171)	196 (196)	63 (63)	430 (430)
58	118 (118)	114 (114)	0 (0)	232 (232)
59	105 (105)	221 (221)	73 (73)	399 (399)
計	4,279 (3,523)	4,014 (3,288)	1,536 (1,450)	9,829 (8,261)

(注) () の数字は管理戸数を示す

イ 第1種住宅

種別 年度	木 造		中層耐火		簡耐平屋		簡耐2階		計		申込者	倍率 (平均)
	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理		
20～55	855	186	2,049	2,046	582	514	279	263	3,765	3,009	36,889	
56			120	120					120	120	236	1.96
57			171	171					171	171	401	2.34
58			118	118					118	118	207	1.75
59			105	105					105	105	120	1.14
計	855	186	2,563	2,560	582	514	279	263	4,279	3,523	37,853	

ウ 第2種住宅

種別 年度	木 造		中層耐火		簡耐平屋		簡耐2階		計		申込者	倍率 (平均)
	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理	建設	管理		
20～55	1,240	554	1,008	1,008	697	657	310	310	3,255	2,529	20,118	
56			228	228					228	228	429	1.88
57			196	196					196	196	1,046	5.33
58			114	114					114	114	259	2.27
59			221	221					221	221	504	2.28
計	1,240	554	1,767	1,767	697	657	310	310	4,014	3,288	22,356	

エ 特定目的

種別 年度	木 造	中層耐火	簡耐平屋	簡耐2階	計
20～55	58	1,088	79	24	1,249
56		65			65
57		63			63
58		0			0
59		73			73
計	58	1,289	79	24	1,450

(注) 改良住宅を含む

(2) 団地別管理戸数

ア 第1・第2種住宅

(昭60.4.1現在)

団地名	所在地	建設 年度	第 1 種					小 計	第 2 種					小 計	総 計	家 賃	
			木 造	中 層	簡 耐 平	簡 耐 二	そ の 他		木 造	中 層	簡 耐 平	簡 耐 二	そ の 他			1 種	2 種
東 本 町	東本町8～10	49～52		108				108		20				20	128	16,500～19,000	17,700
灰 塚	尾ノ上1丁目1935	36～37			36			36							36	5,600～5,900	
出 水	水前寺公園875～888	27～31		114		37	8	159							159	5,600～7,600	
菅 原	菅原町4-5、10-1	32～35		90				90							90	7,600	
渡 鹿	渡鹿4丁目16・17、7丁目3-1・4-1	30～31	12		24			36			6	16		22	58	5,400～5,700	3,000
本 莊	本莊5丁目227-1	36～37		48				48							48	8,800～8,900	
団 子 原	島崎5丁目25	53～54		12				12		54				54	66	27,500	19,400～20,000
荒 尾	島崎7丁目1483～1523	33	9		16			25	20					20	45	5,400～5,600	3,400
石 神 (ウ)	島崎3丁目80-1	29					16	16							16	7,100	
宮 内	段山本町52	30							1					1	1		3,300
花園上の原	花園5丁目890	28							60					60	60		3,200
峠	花園6丁目1049～1092	28～33	19		12	10		41	114					114	155	5,300～6,300	3,200
中 尾	花園6丁目1160	41～42									20			20	20		5,100～5,600
池田上ノ原	池田2丁目940～943	29							37					37	37		3,200
上 岩 迫	池田2丁目1210	31	14					14	15	16				31	45	5,400	3,000～3,400
山 の 下	池田2丁目15～57	32～33							28	57				85	85		3,000～3,600
井場の下	池田2丁目999～1071	36	11					11		32				32	43	6,100	3,800
黒 髪	黒髪4丁目362	28							36						36	36	3,200
半 田	城山半田町17	41～42									54			54	54		4,600～5,300
薄 場	薄場町510	35～36	9		16			25	36	20				56	81	5,700～6,100	3,600～4,200
八 幡	八幡町510	51～52		54				54		76				76	130	23,500	16,700～18,700
館 田	御幸館田町1789	53～54								60				60	60		19,400～20,000
高 橋	高橋町262～269	30							6					6	6		3,300
帯 山	帯山1丁目37	59								56				56	56		27,800
拝 聖 庵	清水町大字万石1～29	29	15					15	50					50	65	5,300	3,200
万 石	清水町大字万石279～325	32～33	36		21			57							57	5,400～5,600	
亀 井	清水亀井町764	35	15		20			35	12					12	47	5,700	3,600
高 平	清水町大字高平391	38～41		96		78		174							174	7,200～8,200	
新 地	清水町大字新地1917	37～48	46		238	24		308	61	4253	48			366	674	6,100～7,400	4,100～9,500
北 上	上南部町1279	39～42			18			18	16	26				42	60	6,600	4,300～4,700
託 麻	西原2-4-1・新南部町33	41～43		72	84	12		168		108	60			168	336	6,900～9,900	4,900～7,000
弓 削	龍田町弓削591～593	28							6					6	6		3,200
堂 の 前	龍田町上立田912-5	36							56					56	56		4,200
桶 樋	桶1丁目～5丁目	43～47		572	29	78		679		306	65	186		557	1,236	8,500～11,300	6,400～9,200
東 町	東町2-17	48		150				150		60				60	210	12,000	9,500
武蔵ヶ丘	武蔵ヶ丘2丁目40	48		80				80							80	14,500～15,500	
野 越	南高江町2233	49～52		280				280		158				158	438	19,100～23,500	14,600～17,000
長 嶺	長嶺町2178	50～51		150				150		120				120	270	20,500	14,600～15,500
琴 平	琴平本町4	53		30				30		55				55	85	27,800	20,900
長 嶺 西	長嶺町2331	53		60				60							60	27,500	
横 林	高江町1250-30	54								55				55	55		21,000
栗 ノ 内	高江町1339	54		130				130		40				40	170	28,000	21,000
大 窪	清水町大字大窪261	55～56		60				60		90				90	150	30,000	2,000
野 田	野田町331-1	55～56		60				60		60				60	120	30,000	22,000
田 迎	田迎町大字出仲間733	55～56								78				78	78		22,000
尾 ノ 上	尾ノ上1丁目29、19	56～57		55				55		55				55	110	32,000	24,000
小 島	小島下町531	56～57		20				20		40				40	60	32,000	24,000
上 ノ 窪	龍田町弓削1602	56～57		25				25		64				64	89	32,000	24,000
上 ノ 郷	上ノ郷町471	57		56				56		20				20	76	32,000	24,000
新 南 部	新南部町512	57		15				15		17				17	32	32,000	24,000
戸 島	戸島町3173、3178	57～58		45				45		90				90	135	34,000	26,000
城 南	南高江町2737	57～58		15				15		24				24	39	34,000	26,000
大 江	大江4丁目15-37	58		20				20							20	37,000	
東尾ノ上	尾ノ上2丁目24	58		38				38							38	37,000	
下 南 部	下南部町48	58～59		105				105		165				165	270	33,400～33,700	25,000
計			186	2,560	514	239	24	3,523	554	1,767	657	310		3,288	6,811		

建設

イ 特定目的住宅（第2種住宅）

団 地 名	所 在 地	建 設 年 度	構 造 別					特 定 目 的 内 訳								家 賃
			木 造	中 層	簡 耐 平	簡 耐 二	計	引 揚 者	低 家 賃	母 子	改 良	身 障	老 人	地 域 改 善 向		
峠	花園6丁目1049-1	28	18				18	18							460	円
井場の下	池田2丁目1037	38	15				15		10	5					1,165～2,330	
新 町	新町4丁目9-2	42		24			24		24						1,200	
半 田	城山半田町17	41～42			32		32		28	4					1,100～2,600	
高 橋	高橋町220	25～36	10				10	6	4						400～1,000	
新 地	清水町大字新地1917	38～48	15	46	31		92		56	18		10	8		950～7,800	
若 葉	若葉2丁目55	37～40		159			159				159				1,200	
栄	栄町19～21 若葉3丁目7-16、7-22	38～42		162			162				162				1,200	
字 留 毛	黒髪6丁目511	44～45		80			80				80				2,200	
楠	楠1丁目～5丁目	43～46		40	16	24	80		45	15		10	10		1,900～5,100	
川 鶴	大江町官有無番地	47		80			80				80				4,000	
尾 ノ 上	尾ノ上1丁目1944	48		80			80		20		60				4,200	
野 越	南高江町2233	49～52		82			82		38	9		18	17		6,500～14,000	
本 山	本山町官有無番地	50		30			30				30				5,000～8,000	
長 嶺	長嶺町2178	50～51		30			30		14	5		6	5		7,000～13,800	
南 熊 本	南熊本1丁目9	52		21			21							21	8,000	
本 荘 東	本荘2丁目6	52		61			61							61	8,000	
琴 平	琴平本町4	53		36			36		20	5		6	5		10,000～20,000	
二 本 木	二本木4丁目1	53		42			42				42				14,000	
九品寺第1	九品寺5丁目10	54		50			50							50	8,000	
九品寺第2	九品寺5丁目14	54～59		90			90							90	8,000	
栗 ノ 内	高江町1339	54		30			30		9	9		6	6		10,500～21,000	
野 田	野田町331-1	55～56		30			30		5	9		10	6		22,000	
萩 原	萩原町9	56～57		50			50							50	8,000	
上 ノ 窪	龍田町弓削1602	56～57		30			30		5	9		10	6		12,000～24,000	
新 南 部	新南部町512	57		18			18			6		6	6		24,000	
下 南 部	下南部町48	58		18			18			6		6	6		25,000	
計			58	1,289	79	24	1,450	24	278	100	613	88	75	272		

(3) 住宅使用料

ア 種別最高最低一覧

(単位 円)

種別	区分	木造		中層耐火		簡耐平屋		簡耐2階	
		最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
第1種		6,600	5,300	37,000	7,600	8,500	5,600	9,800	6,300
第2種		4,500	3,200	27,800	6,200	6,400	3,000	7,400	3,000
特定目的		2,330	400	25,000	1,200	3,700	950	4,600	2,300

イ 入居者の基準収入及び割増賃料

(単位 円)

種別	区分	基準収入	収入超過基準額	割増賃料の率
第1種		87,000を超え141,000以下	153,000を超え178,000以下 178,000を超える場合	0.2倍 0.4
第2種		87,000以下	95,000を超え153,000以下 153,000を超え178,000以下 178,000を超える場合	0.3 0.5 0.8

ウ 収納状況

(昭和59年度)

種別	区分	調 定 額	収 入 済 額	未 収 額	収 入 率
第 1 種		529,497,210 円	519,915,330 円	9,581,880 円	98.19 %
第 2 種		405,454,975	391,948,255	13,506,720	96.67
特 定 目 的		98,746,475	93,131,505	5,614,970	94.31
計		1,033,698,660	1,004,995,090	28,703,570	97.22
過 年 度		104,471,878	23,308,923	80,972,105	22.31
合 計		1,138,170,538	1,028,304,013	109,675,675	90.35

8 住 宅 協 会 (昭和31年7月5日設立)

建設状況

種別 年度	賃 貸 住 宅				分 譲 住 宅				宅 地 分 譲			
	団地名	建設戸数	申込者数	倍率	団地名	建設戸数	申込者数	倍率	団地名	募集 区画数	申込者数	倍率
31 40		192	1,116			396	1,930			180	749	
41					託 麻	70	319	4.56				
42					託 麻	90	523	5.80				
43					楠	93	581	6.24	託麻(宅債)	20	1,055	52.75
44					楠	100	177	1.77	楠(宅債)	190	2,801	14.74
45					楠	80	193	2.41	託麻(一般)	20	824	48.47
46					帯 山	24	116	4.83	託麻(一般) 楠	5	106	21.20
47									楠 (宅債) (その他)	20 19	662 19	33.10
48	帯山3 (改築)	(24)										
49									楠 (一般) (その他) 野越	7 1	1,452 1	207.4
50									野越	市営住宅用地として 13,084.11㎡を市へ譲渡		
52									野越	市営住宅用地として 8,098.46㎡を市へ譲渡		
53									琴平	市営住宅用地として 12,997.63㎡を市へ譲渡		
54					弓 削	50	707	14.14	長嶺第2 九品寺第2 日吉第1	市営住宅用地として 3,334.43㎡を市へ譲渡 市営住宅用地として 1,720.46㎡を市へ譲渡 市営住宅用地として 12,094.65㎡を市へ譲渡		
55					弓 削	50	209	4.18	大 窪	市営住宅用地として 12,979.19㎡を市へ譲渡		
56					弓 削	50	223	4.46	野 田	市営住宅用地として 8,587.27㎡を市へ譲渡		
57									上ノ窪	市営住宅用地として 10,484.64㎡を市へ譲渡		
58									下南部	市営住宅用地として 17,080.99㎡を市へ譲渡		
59									佐土原 日 吉	市営住宅用地として 4,103㎡を市へ譲渡 市営住宅用地として 6,363.20㎡を市へ譲渡		

建設

9 道 路

(1) 市域内道路

種 別	舗 装		砂 利 道		計		舗 装 率	
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積
国 道	39,000 ^m	907,507 ^{m²}	0 ^m	0 ^{m²}	39,000 ^m	907,507 ^{m²}	100 %	100 %
県 道	156,575	1,609,007	385	34,332	156,960	1,643,339	99.75	97.91
主要地方道	44,106	674,858	0	0	44,106	674,858	100	100
一般県道	112,469	934,149	385	34,332	112,854	968,481	99.66	96.46
市 道	1,272,328	5,263,412	468,358	1,414,957	1,740,686	6,678,369	73.09	78.81

(注) 国道・県道は58年度末、市道は59年度末現在における認定供用開始分

(2) 市 道

ア 概 要

九州の中央部に位置する本市は、九州の交通網の中心として要衝的位置にあり、市域内に国道3号線及び57号線並びに県道34路線が主要幹線道路として放射線状に走っている。

これらを補完して路線数7,039本、総延長1,740,686mの市道が市内を網羅している。

市道の整備状況について見ると、市域内の国道及び県道の舗装率は、それぞれ100%、99.75%とそのほとんどが舗装されているが、市道については、延長率で73.09%、面積率では78.81%と低く、早急な整備が望まれる。

なお道路幅員4m以上の舗装については100%完成しており、今後は、新規認定の市道及び町内の幹線道などを含む4m未満の道路についても積極的に整備をはかっていく所存である。

また住民の生活環境の改善を図るため昭和52年度から私道等整備補助制度を設け、私道等の舗装及び排水施設等の改良を図っているが、昭和56年7月から住民の要望の強い防護柵を補助対象とした。

イ 推 移

種別 年度	舗 装		砂 利 道		計		舗 装 率		側溝延長
	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	延 長	面 積	累 計
55	1,143,074 ^m	4,776,418 ^{m²}	578,306 ^m	1,757,345 ^{m²}	1,721,380 ^m	6,533,763 ^{m²}	66.40 %	73.10 %	1,210,840 ^m
56	1,180,246	4,915,373	537,572	1,621,696	1,717,818	6,537,069	68.71	75.19	1,238,414
57	1,212,898	5,035,259	505,654	1,519,637	1,718,552	6,554,896	70.56	76.81	1,265,741
58	1,242,247	5,264,164	480,593	1,325,170	1,722,840	6,589,334	72.10	79.89	1,302,254
59	1,272,328	5,263,412	468,358	1,414,957	1,740,686	6,678,369	73.09	78.81	1,350,333

ウ 幅員別

(昭60.4.1現在)

種別\幅員	8.5 m以上	8.5～6.5	6.5～4.5	4.5～2.5	2.5～1.5	1.5未満	計
延長(m)	83,210	72,189	324,460	640,659	443,972	169,346	1,733,836
面積(m ²)	1,210,798	550,743	1,796,161	2,153,456	817,320	147,744	6,676,222

(注) 橋梁を除く

エ 市道の認定と廃止

年度 区分	5 7			5 8			5 9		
	本数	延長	面積	本数	延長	面積	本数	延長	面積
認 定	68	12,180 ^m	85,099.8 ^{m²}	140	20,682 ^m	106,968 ^{m²}	88	17,080 ^m	99,802.02 ^{m²}
廃 止	28	5,833	10,077.9	24	6,680	18,669	26	9,770.2	27,626.93
路線の変更							28	△2,966.9	△10,693.32

(注) 認定供用開始分

オ 市道認定基準

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づき、市道として路線の認定を受けようとする道路(以下「認定対象道路」という。)は、道路構造令(昭和45年政令第320号)に適合するものであるとともに、次の各号に掲げる要件を具備するもので、現在及び将来の交通量並びに経済効果を勘案のうえ、道路管理者が認めたものでなければならない。

- ① 認定対象道路は、第5号に該当する場合を除き、その一端は常に法第3条に定める道路に接し、他の一端は同法同条に定める道路または里道に接し、かつ、認定対象道路が接することとなる一端の道路は、2.7m以上の幅員を有すること
- ② 認定対象道路の幅員は、4m以上であること。ただし認定対象道路が、開拓道路である場合においては、その幅員は、3.6m以上あれば足りるものとする
- ③ 認定対象道路の縦断勾配は、9%以下であること。ただし地形上やむを得ないと認められる場合においては、これを12%以下とすることができる
- ④ 認定対象道路が階段道路である場合においては、その形状が緊急の際の避難用通路又は歩行者のための連絡用通路として、通行上の安全に支障がないと認められるものであること
- ⑤ 認定対象道路が袋路道路である場合においては、当該道路が次に掲げるもののいずれかに該当するものであること
 - (ア) 公園、学校その他公共施設に通ずる道路で、道路管理者がその認定の必要を認めたもの
 - (イ) 道路の延長が、70m以上あるもので、自動車の回転広場を有し、かつ、その沿線に当該道路を利用するおおむね10戸以上の集落が存在すること

カ 私道等の整備補助(昭52.4.10施行、昭59.4.1改正)

市道認定基準に合致しない私道等の整備(舗装新設工事、側溝等排水施設新設工事及び防護柵工事)を行行者に対して補助金を交付し、もって住民の生活環境の改善を図る。

① 交付対象

- (ア) 現に一般交通の用に供されていること
- (イ) 幅員が2m以上あること。ただし市長が特に認めたものについては1.5m以上とする
- (ウ) 道路に接する家屋の戸数が5戸以上あり、かつ道路に接する土地が相当数以上の所有者により所有されていること

ただし、両端が公道に接続した地域内の道路で、当該地域団体の費用によって施行されるもののうち

市長が特に認めるものについては、この限りでない

(イ) 道路敷地のすべての地権者の文書による承諾を得ていること

(ロ) 家屋の連たん後3年以上経過していること

② 補助金の額

市長が定める補助基準により算出した工事費に70%（里道等その敷地が公有地であるものについては85%）を乗じて得た額

ただし、その額が200万円を超えるときは200万円とし、10万円未満のときは補助金は交付しない

キ 道路管理状況

年度 業務の内容		57	58	59
一般 管 理	道路境界立合	1,152 件	1,287 件	1,349 件
	道路境界承認	125	152	154
	市道の証明	129	92	99
	道路工事承認(24条)	152	162	165
	公有土地許可申請	586	145	122
	開発行為の同意	80	53	89
	道路の認定廃止	96	164	142
	計	2,320	2,055	2,120
占用 関係	占用許可申請	1,256	1,179	1,253
	占用料金の徴収	766 (28,044,793円)	827 (31,160,866円)	816 (37,109,731円)
	道路掘削許可	3,550	3,409	3,222
	道路交通制限	2,878	2,615	2,956
	計	8,450	8,030	8,247

ク 道路関係保有車両

(昭60.4.1現在)

車両種別	台数	車両種別	台数	車両種別	台数
大型ダンプ	2	グレーダー	1	ブルドーザー(大)	1
大型トラック	1	ローラー(小)	1	ストリートスイーパー	1
普通ダンプ	3	振動ローラー	2	ライトバン(軽)	3
普通トラック	2	湿地ブルドーザー(小)	1	小型ライトバン	13
小型ダンプ	5	ショベルローダー	2		

10 橋 梁

(昭60.4.1現在)

橋梁別	区分 橋長別	橋 数	橋 長	橋 面 積	橋 齢 別 現 況			現 況 別 橋 数		
					15年 未 満	15年以上 25年未満	25年 以 上	自 動 車 通行不能	荷重 制限	安全
鋼 橋	100m以上	4	547.14 ^m	5,762.87 ^{m²}	4					4
	30m~100m	3	230.30	1,651.75	3			1		2
	15m~30m	2	55.80	359.00	2					2
	15m未満	8	91.65	394.80	7	1				8
	計	17	924.89	8,168.42	16	1		1		16
コン クリ ート 橋	100m以上	1	110.00	990.00	1					1
	30m~100m	14	795.30	3,975.99	7		7	3	1	10
	15m~30m	26	600.90	3,992.64	9	2	15	19	3	4
	15m未満	822	3,453.01	16,536.31	402	151	269	165	7	650
	計	863	4,959.21	25,494.94	419	153	291	187	11	665
鋼橋と コンクリ ート の混合 橋	100m以上									
	30m~100m	2	118.90	759.40	2				1	1
	15m~30m	3	61.55	286.17	1		2		2	1
	15m未満									
	計	5	180.45	1,045.57	3		2		3	2
木 橋	100m以上	1	106.60	266.50	1			1		
	30m~100m	3	188.60	640.64	3			1	2	
	15m~30m	1	22.10	570.64	1				1	
	15m未満	13	85.55	230.19	7	5	1		12	1
	計	18	402.85	1,707.97	12	5	1	2	15	1
石 橋	100m以上									
	30m~100m									
	15m~30m	1	23.80	171.36			1			1
	15m未満	133	287.20	554.10			133	126	7	
	計	134	311.00	725.46			134	126	7	1
鋼橋と 石橋と の混合 橋又は コンクリ ート橋 又は木 橋又は 石橋	100m以上									
	30m~100m	2	70.10	199.47	2				1	1
	15m~30m									
	15m未満	1	2.00	6.40			1		1	
	計	3	72.10	205.87	2		1		2	1
合 計	100m以上	6	763.74	7,019.37	6			1		5
	30m~100m	24	1,403.20	7,227.25	17		7	5	5	14
	15m~30m	33	764.15	5,379.81	13	2	18	19	6	8
	15m未満	977	3,919.41	17,721.80	416	157	404	291	27	659
	計	1,040	6,850.50	37,348.23	452	159	429	316	38	686

建設

